

第 2 回 長岡市・川口町合併協議会

会 議 録

## 第2回長岡市・川口町合併協議会会議録

### 1. 会議を開催した日時及び場所

- ・日時 平成21年10月19日(月)午前9時00分
- ・場所 長岡市役所 大会議室

### 2. 会議出席委員の氏名

#### 長岡市委員

森 民夫 小野塚 進 五井 文雄 酒井 正春  
丸山 智 桜井カツエ

#### 川口町委員

岡村 譲 北村 清隆 古田島 祐豊 石坂 勝正  
眞島 勝治 山崎 清一

#### 新潟県

山岸 守 関谷 政友

#### 学識経験者

八子 淳一 鯉江 康正

以上16名

### 3. 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

## 第 2 回 長岡市・川口町合併協議会

事務局（金子）

ただいまから第 2 回長岡市・川口町合併協議会を開催させていただきたいと思  
います。

本日は、委員 16 名全員のご出席をいただいております。規約に基づきまして会議  
が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の議事に関係いたします資料の確認をお願いしたいと思います。まず、  
次第でございます。それから、協議事項をまとめた議案編、それから各種事務事業  
の取扱いと書かれた A 4 横書きホチキスどめのもの、それから長岡市・川口町  
合併基本計画と書かれた A 4 判カラー印刷の冊子、それから資料ナンバー 1、協議  
事項についてという A 3 一枚物、資料ナンバー 2、一部事務組合の取り扱いにつ  
いてという A 3 一枚物、資料ナンバー 3、各種事務事業の調整結果についてという A  
3 一枚物、それから資料ナンバー 4、長岡市・川口町合併基本計画の概要という A  
3 一枚物でございます。今日お配りいたしております資料は、以上でございます。  
よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約の規定によりまして、森会長  
よりお願いをいたします。

議長（森 民夫）

どうも皆さん、おはようございます。お忙しいところどうもありがとうございます。  
す。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、議事次第にあります 2 の協議事項でございますが、議案第 6 号から 26 号ま  
で 21 件の議案がありますが、いずれも関連いたしますので、取りまとめて審議をし  
たいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

それでは、まず議案第 6 号から第 9 号までの 4 件を一括して、事務局から説明を  
お願いいたします。

事務局（近藤）

では、今回は任意協でその方針を承認いただきました合併の各協定項目についてお諮りをさせていただきたいと思います。

まず最初に、議案第6号から第9号までを一括してご説明をいたします。お手元の資料ナンバー1、A3一枚物をご覧いただきたいと思います。まず、合併の方式につきましては、長岡市への編入合併として、合併の期日は平成22年の3月31日、それから新市の名称は長岡市とします。そして、新市の事務所の位置は、現在の長岡市役所の位置とするものであります。これが第6号から第9号までです。

以上です。

議長（森 民夫）

大変基本的な協議事項でございますが、これにつきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

特によろしゅうございますでしょうか。協議事項なんで、余り簡単に進めていいのかなという気がしないでもないんですが、今まで議論がなされてきたものでございますので、6号から9号までの4件については承認ということによろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、議案第10号の議会の議員の定数及び任期の取扱い及び11号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの協議でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（近藤）

議案第10号議会の議員の定数及び任期の特例につきましては、先行合併と同様に、定数特例を適用することとし、川口町の区域に選挙区を設け、法律の定めによる定数1名を選出することといたします。また、任期につきましては、長岡市議会議員の残任期間と同じ平成23年4月30日までとするものであります。

続きまして、議案第11号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてです。これは、川口町の農業委員会は長岡市の農業委員会に統合することとし、川口町の

農業委員会の選挙による委員のうち2人を引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任することとします。また、任期につきましても、長岡市の農業委員の残任期間と同じ平成23年7月19日までとするものであります。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明にご意見をいただきたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。いろいろ意見交換もあったように聞いておりますが、それでは事務局の説明どおりでよろしゅうございましょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、議案第12号地方税の取扱いについてから17号条例・規則等の取扱いということで、一括して審議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（近藤）

ではまず、第12号地方税の取扱いについてでございます。これは、長岡市の制度に統一をするものであります。ただし、法人市民税の法人税割につきましても、両市町で税率が異なりますので、合併新法の特例により、平成24年度までは不均一の課税を行うものであります。

それから、第13号一般職の身分の取扱いにつきましても、長岡市の職員として引き継ぐこととし、それから第14号財産の取扱いにつきましても、すべて長岡市に引き継ぐこととします。

それから、第15号特別職の身分の取扱いにつきましても、合併日の前日に川口町の閉町とともに失職となります。

それから、第16号組織機構及び支所の取扱いについては、現在の長岡市役所を本庁といたしまして、川口町役場をその行政区域を所管する支所とするものであります。

それから第17号条例・規則等の取扱いについては、原則として長岡市の条例及び規則等を適用するものであります。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。法人市民税割の特例というのは、特例法の適用があるからということですね。

よろしゅうございますか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

それでは、ただいまの事務局の説明どおりに承認ということでよろしゅうございましょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

議案第18号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（近藤）

議案第18号一部事務組合等の取扱いにつきましては、お手元の資料ナンバー2をご覧くださいと思います。1番の一部事務組合から6番の土地開発公社までの一部事務組合あるいは協議会等につきましては、表に記載されているそれぞれの調整方針のとおりとなります。また、小千谷地域広域事務組合、これは衛生及び消防関係の組合ですが、合併の日の前日をもって解散して、川口地域の事務は小千谷市に委託するという方向で調整をしております。また、上から4つ目の長岡地域広域行政組合ですけれども、平成22年3月30日に解散する方向で現在調整が進められております。最終的には、その結果に従うものとなります。その他各協議会ですとか、共同設置されている審査会などにつきましても調整方針に従いまして、これから各団体と具体的な作業を行うこととなります。

以上です。

議長（森 民夫）

一部事務組合等の取扱いでございますが、特にご質問ございませんでしょうか。

他の市町村の関係も出ている重要な案件でございますが。これは、衛生・消防は今の調整方針で小千谷市は特別迷惑かからないで、円満にいくわけですよ。手続的には変わるけど、基本的には大きく変わることはないのかな。

事務局(近藤)

特に市民の皆さんのごみの分別方法、収集方法については、大きく変わることはないというふうに考えております。

議長(森 民夫)

現状どおりで大体いけるということですね。

それでは、この一部事務組合の取扱いにつきましては、承認ということによろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

議長(森 民夫)

ありがとうございます。

次に、議案第19号使用料・手数料等の取扱いについてから議案第23号慣行の取扱いについてまでを一括して審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(近藤)

では、第19号から23号までをご説明をいたします。また、資料ナンバー1の表のほうにお戻りいただいて、それをご覧いただきたいと思います。

まず、第19号使用料・手数料の取扱いにつきましては、同一または類似する施設等の使用料について、住民への周知期間を十分設け、可能な限り統一することといたします。また、手数料につきましては、1つの市において差があるべきではないことから、長岡市に統一をするものであります。

それから、第20号公共的団体等の取扱いにつきましては、両市町においてさまざまな公共的団体がある中で、新市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向及び実情等を十分に尊重いたしながら、法の趣旨に沿って調整に努めるものであります。

それから、第21号です。町名・字名の取扱いについては、川口町の11の町名について、資料ナンバー1の表のとおりとするものであります。

それから第22号各種団体への補助金・交付金の取扱いについては、その事業目的、

効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、新市全体の均衡を保つように各団体等の理解を得ながら調整をしていくものであります。

それから第23号慣行の取扱いについては、長岡市の制度に統一するものとし、現行の川口町の慣行については、地域のものとして継承していくものとしたします。以上です。

議長（森 民夫）

特にご質問ございませんでしょうか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

市の花及び木というのは、川口は何かあったんですか。

委員（岡村 譲）

さくらと芝ざくらです。

議長（森 民夫）

そうですか。町民歌はありましたか。

委員（岡村 譲）

ありません。

議長（森 民夫）

これはなかった。

ほかに何かご質問ございませんか。町名・字名の取扱いは、議論になることがあるんですが、これはかなりきめ細かくおやりになったのかもわかりませんが、住民の皆さんがかなり納得しているということですか。

よろしゅうございますか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

それでは、議案第19号から23号までは承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございました。



次に、議案第24号各種事務事業の取扱いについてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（近藤）

では、第24号各種事務事業の取扱いにつきましては、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。各種事務事業の調整に当たっては、基本的な方針を原則として先行合併における協議結果を尊重するということとしまして、長岡市と川口町の担当者がそれぞれの事務事業を突き合わせて合併後の制度を調整したものであります。制度調整の結果につきましては、2番の表をご覧くださいと思います。調整においては、長岡市と川口町の現行制度の内容によって調整を行いました。長岡と川口の両方の制度が既に同じ場合は制度調整の分類は現行どおりといたしました。これが77項目あります。また、わずかな違いはありますけれども、事業内容などがほぼ同じと言えるものは、118項目ありました。このほか市と町の制度に違いがあるものが180項目あり、合計375項目の制度について制度調整を行って、合併時または合併後に制度を統一するか、廃止するということにいたしました。

それぞれの制度を調整した結果のサービス水準は、既に同じ制度のため現行どおりのものが77項目、それから違いがありますけれども、わずかな差であり、制度を統一した結果のサービス水準もほぼ現行どおりとなるものが118項目、合わせると195項目となり、52%が現行どおりという結果になります。また、市と町で制度が異なるものにつきましては、制度を統一することにより、川口町で新たに実施することとなる事業が100項目、それから事業内容が拡充されるものが46項目となり、合計146項目、39%が新規または拡充の事業となります。ただ、統一した結果、事業内容が縮小となるものあるいは長岡市がこれまでの合併協議の中で廃止してきたものと同様の事業につきましては、合併時または合併後に廃止となりまして、それは合計で34項目、9%となります。

具体的な制度について幾つかご紹介をしたいと思います。3番の主な行政サービスの調整方針というものをご覧くださいと思います。現行どおりのものとして、四季のまつりや除雪体制があります。これは、合併後も同じように実施していくものであります。

次に、ほぼ現行どおりの事業は項番108番の予防接種やあるいは238番にありますスポーツ振興報奨金などのように、現行制度にわずかな違いがあるものの制度を統

一してもほぼ現行どおりのサービス水準となるものです。

次に、資料の右側に移りますけれども、新規事業の主なものは項番44、福祉バス運行事業と項番111、不妊治療費助成事業です。これは、現在川口町では実施しておりませんで、合併によって新たに長岡市の制度が適用されるということになります。

次に、事業内容の拡充となる主な事業です。まず、337番、すまいの耐震改修等助成事業や342番、歩道除雪のように両市町に事業がありまして、合併によって制度を統一した結果、川口町のサービス水準が拡充となるものであります。

次に、事業内容が縮小となる主な事業です。114番の乳幼児へのフッソ塗布については、現在5回実施されているのが3回となります。それから項番177、各種大会等出場者助成金につきましては、現在の中越地区大会出場者から全国大会あるいは北信越大会等への上場者へ、それから出場校への補助から出場者の保護者への補助に変更となるものであります。

次に、廃止となる事業は全部で11項目あります。このうち他の制度を活用することができるために廃止するものは、人間ドック等の補助あるいは心身障害者福祉資金の貸与など、8項目に上がります。このほかの3項目は、先行合併の調整において廃止しましたため、今回の合併においても廃止をするものであります。

一番最後に書かれておりますのが川口地域の地域固有業務です。これは、先行合併において地域ごとに力を入れてきた特色ある事業について地域固有業務としており、これを川口町にも当てはめて地域固有の業務として行うものであります。

以上です。

議長（森 民夫）

この辺が一番住民の皆さん関心が高いところかと思いますが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員（酒井正春）

言葉の中で、合併時と合併後という使い方がございます。それで、合併後は平成23年とか目途が書いてあるのがありますが、水道料金など書いていないのもありますね。書いていないということの理由はどういうことか、その辺だけ教えていただきたい。

事務局（近藤）

主に水道料金等になりますけれども、まだ1次、2次合併の段階において、最終

的にまだ長岡市に統一されていないというものがあります。これにつきましては、まずは1次、2次合併のほうをなるべく早く統一をすべく今調整をしております、それにあわせて川口町のほうもなるべく早いうちに統一をするというふうに考えております。今調整を進めているところです。

議長（森 民夫）

要は、先行合併でもまだ決着がついていないものについてどうするかということですが、私はとにかく1次、2次の先行合併のところの統一をちょうど5年目を迎えているので、早目に実施して、その様子を見て、また議会にもお諮りして決めていったらどうかと、こう思っています。今の段階では少しあいまいな表現になっているということでご理解いただければと思います。

ほかにございませつか。今までの経験ですと、トータルで見ると、例えば新規に増えたり、拡充するほうが事業としては圧倒的に多いんですが、一人一人の住民にしてみると、不利益になるものしかない人も出るんです。5,000人全体で見ると、絶対プラスには働いているんですけど、一人一人を見ていくと、不利益しかない人も出てくるわけで、そういう方から見ると、ほかの人は随分得して、自分だけ損すると、こういう感じになる人も出て、そこからいろいろ苦情が出たりするんですが、それは粘り強くご説明申し上げるしかないんです。大局的には大体時間がたってまいりますとプラスになったのが見えてまいりますので、おさまることが多いんですが、そこら辺の説明はぜひひとつ丁寧をお願いいたします。

よろしゅうございませつか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

それでは、特にないようございませつかので、各種事務事業の取扱いについての議案第24号は、承認ということによろしゅうございませつかでしょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

次に、議案第25号地域自治の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（近藤）

では、第25号地域自治の取扱いについてです。これは、1次、2次合併では、設置期間を10年間としておりまして、川口町でも同様におおむね10年間といたします。ただし、おおむね5年経過後にそれまでの成果を検証して、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮して見直しを行いたいと考えております。

それから、支所には部長級の一般職を支所長として置き、支所の総括や地域固有業務に係る事務執行等を行うものいたします。また、川口地域に委員会を置きまして、委員は14人以内で組織して、地域のまちづくりに係る提案や合併基本計画の執行状況及び変更の協議を役割とするものであります。

以上です。

議長（森 民夫）

地域自治の取扱いにつきまして特にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員（古田島 祐豊）

私たち支所訪問をさせていただいたんですけれども、その地域の方が支所長になっている方や、本庁のほうから部長級の方が行って支所長をやっているという方がありますけど、お話を聞いている段階では、いろんな地域の実情を察しながら、いろんな行事等をする場合、あるいは公の予算を組む場合、権限をもう少し増やしてもらいたいというような要望がありました。それらの件につきましては、どのようなお考えでしょうか。

議長（森 民夫）

事務局からとりあえず事務的なお答えをいただきたいと思います。

事務局（金子）

長岡方式の地域自治の根幹の一つとして支所があって、そこに支所長がおるということなわけですけれども、長岡市全体といたしますと、いわゆる一つの制度あるいは幾つかの政策をあまねく同じ10地域に適用していくと。あるいはその地域独特のものをその地域にあわせるべく本庁に訴えて予算化していくというようなことが現実には必要になってまいりまして、実際には支所長に権限を与えるというよりも、支所長が本庁の制度を変えるあるいは運用させる、あるいは新たな政策につくり上げていくための支所の組織を束ねるといって、そちらのほうをより重点を置いてやっていくことのほうが、その地域にとってはよりよいものになっていくと、事務的に

はそう思っております。

議長（森 民夫）

山崎地域政策監のほうは各地に行っていると思いますが、何かご意見ありますか。

長岡市地域政策監（山崎 和夫）

今部長が申しましたとおり、規則とか、条例でいくら定めても、これは日々の運用のほうがより重要かなと思っております。それともう一つは、私どもと支所のほうで一体的に全体的な視点からもまた眺めるということが非常に重要だと思っております。特にこの支所長さんというのは、一般の職員の仕事もありますし、当面は町長さんの役割をある程度担われる方、ということはこれかなり重要なポストかなと思っておりますので、その辺を総合的にできる人を充てるのが権限とか、どうかというよりも重要かなと思っており、その辺は私たち二人三脚でやらせてもらいたいと思っております。

委員（古田島 祐豊）

今お話聞いて大体わかりましたけれども、地域委員会は、どのような形で運営していくのでしょうか。

事務局（金子）

地域委員会を構成する地域委員なわけですけれども、まず地域委員会というのがその地域のまちづくりについていろんなことを議論していただくわけでございます。知恵を出したり、実情を訴えたり、あるいはその地域委員の方のもとでその地域が動くとか、いろんなことが考えられるわけですが、やはり二人三脚という点では、支所、支所長以下の支所職員と地域委員会というものが知恵を出し合って、その地域をよくしていく。そのためにこういう政策なり、事業なり、施策を打ってほしいというようなことを現実的なものに裏打ちされて上げていくという、そういったことを行う重要な方々であるというふうに認識をしております。

長岡市地域政策監（山崎 和夫）

補足させていただきます。

各地域の声を最終的には、市長の耳に届けるというような形が一番重要だと思っております。その場合、それが単線ではなく、複線的に持っていくことが一番重要かなと思っております。地域委員もその役割はあるとは思いますが、それよりも何よりもこの地域委員会にお願いしたいことは、地域自治をどういうふうに進めていく

かということをも重要視して今まで各先行合併の地域委員会では議論をしていただいているということで、確かに声をお届けするという部分は否定しませんが、それよりもまず自分たちがどう頑張っていこうという観点から、ぜひ検討をしていただきたいと、このように思っております。

議長（森 民夫）

いいですか、補足はありませんか。

先行合併の事例がありますから、私の感想のようなものを申し上げますと、1次合併の発足当初の地域委員会がそうだったんですが、従来の議会にかわるものという意識が結構あって、要するにチェックをするという意識が非常に強かったんです。地域が衰退しないように自分たちがチェックをすると。つまり議会と同じです。それでは、僕はまずいということをおもっているんです。実は合併町村を見ていますと、議会に諮らなくても自主的にできることが随分あるんです。それは、団体自治と住民自治という言葉があるんですけど、団体自治が議会に諮って行うこと、つまり予算の執行を伴うものが中心ですが、そうではなくて、住民みずからが自由にできる部分というのが随分多いというのが私の印象なんです。ある意味では人口5,000人という小さな単位というのは、非常に情報が伝わりやすいので、住民自治で自由にやったほうがいい部分も結構あると思うんです。地域委員会には、受け身じゃなくて、自分たちが能動的に提案して、みずから汗を流していくというようなことでもずっとお願いをしてきて、それが今定着しつつあるような実感がございます。今地域委員の皆さんと懇談しますと、余り不平、不満は聞こえてこなくて、かなり燃えていらっしゃる方が結構いて、提案をしていらっしゃるようなのが私の実感です。

それから、もう一つ、本庁の地域振興戦略部というのが支所と本庁とのギャップを埋める。例えば建設部門になれば、直に本庁の建設部、土木部とか、都市整備部につながる部分が結構あるんですが、ばらばらにつながっていくんじゃなくて、トータルとしてつなげていく、すき間が出ないようにするのが地域振興戦略部の山崎地域政策監以下の仕事になっていまして、これはつくってよかったかなと、こう思っております。それは、先行事例もいろいろご覧になっていると思うんですが、そういう体制は、これまで5年ほどの実績がありますのでご安心いただきたいと、こう思います。やはり表できちんと公平さを重視して、団体自治としてきちんとやるべきところは今議会代表が出て、いろいろ地域のことについて公の場で議論をす

る体制も出てきますので、そんなところでございます。

よろしゅうございますか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

じゃ、地域自治の取扱いにつきましては、原案どおり承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

補足しますと、何か問題があったらまたこういういろいろ言っていたければまた参考になりますので、よろしくお願いします。

それでは、最後になりますが、議案第26号 合併基本計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（近藤）

では、議案の第26号になります。合併基本計画の概要についてご説明をいたします。これは、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。長岡市・川口町合併基本計画は、新市の円滑な運営と均衡ある発展を図るための基本的な指針として策定するもので、新市のまちづくりの方針や施策の方向を示すものとなります。計画の期間ですけれども、長岡市総合計画との整合を図って、合併施行の日から平成27年度までのおおむね6年間といたしました。また、計画の対象区域は、原則として川口町の区域を対象とし、長岡市の区域においても新市の一体化に有効である事業は対象といたしました。計画におきましては、合併の必要性として、40万人都市構想の推進など4項目を、それから合併の効果として財政の節減効果など3項目を挙げております。

新市のまちづくりの基本方針は、長岡市総合計画に定めた将来像とまちづくり戦略、政策を基本にすることとし、その上で川口地域の将来像を定めております。川口地域の将来像は、町の特性を踏まえ、「震災により深まった人と地域の「きずな」で未来を創る、自然と親しみ、心やすらぐ地域」といたしました。これを実現するための地域づくり戦略として、地域力を高める地域自治の形成などを掲げ、それからまちづくりの施策として、各分野の主要事業を記載しております。

それから、財政計画につきましては、行財政制度や経済社会状況を勘案し、合併

による歳出の削減効果や市町間の住民サービス水準の調整のためなどの経費などを反映させております。この計画案は、任意合併協議会の計画策定小委員会、それから第5回の任意合併協議会で承認いただいたものでありまして、新潟県との事前協議を済ませた内容となっております。この本日の協議会で承認をいただければ、合併特例法に基づく新潟県の正式協議の手续に入ります。これが了承されると、合併基本計画として確定をすることとなります。

なお、前回の第1回の協議会で会長のほうからご意見のありました40万人都市構想の推進というところの表現につきましてですけれども、現在は計画書の1ページの下段に任意協議会で了承いただいた内容で今のところは掲載をしております。

それから、もう一つ前回ご意見のありましたホテルと温泉に関する記述なんですけれども、これは同じ計画書の3ページにまちづくりにおける合併効果として、新市の大きな宝であることを記載するとともに、同じく計画書の32ページに安定的な黒字経営への転換を図るという方向性について記載をしております。

説明のほうは以上でございます。

議長（森 民夫）

ただいま説明がございました。何かご質問あるいはご意見がございませんでしょうか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

これまでいろいろ議論進めてまいりましたけれども、特にございませんか。鯉江先生、何かございませんか。

委員（鯉江 康正）

40万人都市構想の推進の1ページのところなんです、私はこの表現でいいと思っております。その理由は2つありまして、1つは40万人都市といったときの40万人の対象がまずもって明確ではないわけで、その意味ではどこなのかなというのが、今特例市がまず目標として中核市になって、地域全体の力をつけていくという中越地域の問題としては、この表現がいいんじゃないかと。もう一点は、特定の市町村名を挙げるというのは、長岡が勝手にどこそこと合併するぞみたいな印象を与えかねないので、それはちょっとやめたほうがいいんじゃないかなということを思います。



それとホテルのほうと温泉施設については、私もこの基本計画をつくるときにお手伝いさせていただいたんですが、全体として一個一個の細かい数字を上げているわけではなく、基本計画ですので、やっぱり方向性だけで十分ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（森 民夫）

ほかにご意見ございませんか。

五井議長、お願いいたします。

委員（五井 文雄）

今この40万都市構想については、先回の第1回の会議のときも市長から議会のほうにも振られた経緯もあるわけですが、今鯉江先生がおっしゃいましたように、私どもも任意協議会に入る前に、合併研究会、今酒井委員長がおられるんですが、そこでこの40万都市構想については、いろいろ討議をしたところでございまして、結果的にはここに書かれてありますように、長岡市と近隣の自治体が将来的に合併という形で団結というような表現にさせてもらった経緯があるわけですが、市長の意思というかは、十分私どもも理解をしているわけですが、今回この場では、やっぱりこの程度の記述にとどめておいたほうがいいのかと。市長の気持ち十分私理解をしておりますので、この場ではこの程度ということで、私どものほうは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

ほかにございませんか。私、実はきのう消防演習で山古志から川口に県道を通りましたけども、山古志と小千谷市と川口の北部というのは、非常に地形もよく似ているし、すごく一体感がある地域だなというのを改めて思いましたけど、あれは二十村郷というんですね、大昔はかなり一体の地域だった。むしろ行政区域のほうでできたみたいな、最初は小さい単位であったわけです。20の村があったのが3つに分かれたというぐらいの感じがあるんですが、非常に山古志から通っていくときに違和感がなかったんです。思ったよりも県道がよくて、改修の必要はないなと。冬も、大丈夫ですね、あの道ならね。でも、今NPOの団体が震災で同じ傷を受けた村ということで、二十村郷で共同して何かやろうという動きがあって、いいことだなと、こう思っています、あの一帯は、そういう文化的にはかなり近い地域で

すね。非常に安心しました。また、道路は17号ルートと山古志ルートがあって、ついでにいうと、木沢からの道がよくなっているんですね。そうすると、この2本を確保できますね。そんな印象を持ちました。

ほかに何かありませんか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

よろしいですか。それでは、原案どおり承認ということによろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして協議事項はすべて終了したわけではありますが、全体を通して協議事項が一応終わりましたので、一つの区切りでありますけども、何かございませんでしょうか。

委員（丸山 智）

任意協議会の委員としてじゃなくて、私、行政的なことはわかりませんので、何か12月に町長選挙があるそうですけども、仮定の話で、もし岡村町長が負けて、反対派のほうที่勝った場合は、この調印というのは最終的には議会で決議するんですか。この問題よくわからないんですけども。

議長（森 民夫）

法律上の問題なんで、川口町長さんがお答えするよりは、事務方から。

長岡市地域政策監（山崎 和夫）

まず、法律上の今後の合併までの手続を申し上げますと、今日一応法定協議会が終了いたしました。この次に、長岡市と川口町で、この合併についての調印式をいたします。それから、これに基づきまして、それぞれの長岡市議会、川口町議会に対しまして、廃置分合の議決をしていただくこととなります。この議決が得られましたら、新潟県に対しまして、今度は県議会で同様の議決をいただくというお願いをいたします。これが私どもとして県議会には、一応12月議会をお願いしておるわけでございますが、これが通りますと、新潟県知事から総務大臣に対しまして、この合併についての最終的なご判断をいただくと、このような形になっております。

これが法律的な手続でございます。

ただ今丸山委員からご質問ありました選挙等々は、これとは別なものであります  
が、ただ合併というのはそれぞれの両市町の合意でいかなければならないものであ  
りますので、今どのような結論が出るかわかりませんが、私どもとしてはそういう  
両方の意見が一致するということが一番基礎的なものかなと思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

簡単に言うと、総務大臣のところまでは行くわけです。仮におっしゃるようなこ  
とになったときに、総務大臣がどう判断するかというのはあるの。

委員（関谷 政友）

説明させていただきます。

法律的なことからいきますと、選挙の結果が出るときには、恐らく、まだ県議会  
の最中で、審議中というふうに考えていただければいいと思います。そのときに選  
挙の結果が、もしそのようになったときに、まず申請が両市町から出ているわけ  
です。それをどうするかという話になるんですけども、基本的には議会の議決  
を経て申請を出しておりますので、その申請については原則としては取り下げられ  
ないということになっております。ただし、両市町とも議会で取り下げますよとい  
うふうな議決を経て県に申請をされれば、取り下げることにはできるということに  
なっております。

議長（森 民夫）

いろいろ道はあるということで、それはその都度判断するということになります。  
あくまで一般論です。

ほかに何かございませんか。この際でありますから。よろしいですか。

< 発言する者なし >

議長（森 民夫）

それでは、協議のほうは終了させていただきます。

委員の皆さんにはお忙しい中、会議にご出席いただきましてまことにありがとう  
ございました。

副会長の岡村町長さんからも一言いただけませんか。

川口町長（岡村 譲）

今ほどは大変ご心配をいただきまして、ありがとうございました。心配のほうにいかないようにひとつ最善を尽くしたいと、こう思いますので、ひとつまたご支援よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本日をもって長岡市との合併に向けての協議が調ったことに心よりお礼を申し上げたいと、こう思います。委員の皆様にご感謝申し上げますとともに、森市長さん初め、長岡市議会、長岡市民の皆様のご寛容な心根に川口町民代表いたしまして、敬意を表するとともに、深く心より感謝を申し上げたいと、こう思います。合併実現に向けては、今後議会議決を初めとしたいろんな手続を経る必要がありますが、川口町といたしましては、一致団結して速やかに進めたいと、こういうふうに思っております。合併の暁には、町民を挙げて心新たにして長岡市の南の玄関口としての役割を果たすとともに、魅力ある地域づくりに専念していきたいと、こう思いますので、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻を心よりお願いをしまして、感謝のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（森 民夫）

私からもちょっと一言申し上げますが、合併前ですので、川口町長がいらっしゃって、私がいて、あくまで合併前は同格であります。ですから、協議も進めてまいったわけでありましてけれども、これは私はもう2度も経験しておるわけでありまして、合併いたしますと、今度長岡市長の責任になります。特に編入合併の場合、編入される側の住民の皆さんのいろんなご心配はよくわかるんですが、受けた側の気持ちとしては、十分責任を持っていい合併だったと言われるようにしなきゃならんというのは、川口の皆さんと同じぐらいに私も責任を感じているということをご理解をいただきたいと思います。そのことが過去2回の合併にも私は生かされてきたと思っているし、合併というのはおもいしろいもので、2つ同格のものがあって1つになって、全然様相が違ってくるんです。しばらくの間はやはり独立した町村というような意識が残っているあるんですけれども、それがだんだん、だんだん5年たってきますと一体化してくるというのが私の実感なんです。ぜひ川口の皆さんにお伝えいただければと思います。

またそれから、川口町の持っている資源とか、そういうもの、温泉の泉質なんかいいんですよね、川口の泉質は、非常に濃いお湯で、ああいうものも全長岡市民の財産になるわけですから、それをみんなで共有して行って、大きなプラスに転じる

というのは私の責任だと思っています。ご安心をいただきたい。最後に申し上げておきます。どうもありがとうございました。

事務局(近藤)

最後に事務連絡をさせていただきたいと思います。

今ほど一連の合併協議を終了したというふうにご決定いただきましたので、今後合併協定書の調印式に入るわけですけれども、その日時等についてご説明をいたしたいと思います。

まず、調印式のスケジュールなんですけれども、来週の月曜日、10月26日の午後1時から同じ市役所、ここの大会議室で行う予定であります。協議会の委員の皆様、それから両市町の議員の皆様にもご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。そのときに調印する協定書ですけれども、今日までの合併協議の内容をまとめたものを合併協定書として作成をいたします。また、各種事務事業の取り扱いにつきましては、375項目というかなりの項目がありますので、別冊となります。これにつきましては、本日の配付資料と同じ内容、形式になります。それから、合併基本計画につきましても、本日資料としてお配りした内容で承認をいただきましたので、今後正式に県のほうに協議をして、了承を得たものを合併協定書に記載をして、同じく別冊で当日は添付するということになります。

それから、調印式の後ですけれども、今度は長岡市と川口町それぞれの議会で廃置分合の議案を議決いただいて、その後県知事に対して合併の申請を行うということになります。それから、この法定協議会の協議会自体の体制なんですけれども、合併の直前まで残させていただきたいと考えております。場合によっては、合併手続の状況など経過を報告するという機会もあるかもしれませんが、その際はまたご案内をさせていただきたいと思います。

それから最後に、本日の会議後の連絡、また会見のほうですけれども、引き続き同じ会場で両首長さん、それから議長さんによります記者会見を行いたいと考えております。また、準備ができ次第始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(森 民夫)

皆さん、任意協から長い期間、どうもありがとうございました。